

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成26年3月12日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	サービス建屋プラント内放送設備の点検時、1箇所動作不良を確認した。当該設備を修理。	
2	1号機	原子炉建屋トレンチ内において古いタバコの吸い殻1本を発見した。当該タバコを回収。	
3	1号機	原子炉建屋～タービン建屋間エキスパンションジョイント部(建物間をつなぐ部分の緩衝部)の点検時、止水板に損傷を確認した。当該事象の原因を調査し修理。	
4	3号機	中央制御室復水ろ過装置/復水脱塩装置計算機の点検時、監視用画面切替装置に動作不良を確認した。当該装置を修理。	
5	3号機	中央制御室内プラント内放送設備の点検時、動作不良(ノイズが入る)を確認した。当該設備を修理。	